

学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験提案選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験を連携して行う提案予定者の選考に当たり、公平かつ適正な審査及び評価を行うことを目的に、学校施設のさらなる有効活用に向けた新たな施設管理の実証実験提案選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 提案の採否の審査及び評価に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は次の各号の職にある者をもって充て、委員長は教育委員会事務局生涯学習部長を、副委員長は同局同部地域教育推進課長をもってそれぞれ充てる。

- (1) 教育委員会事務局 生涯学習部長
- (2) 教育委員会事務局 生涯学習部 地域教育推進課長
- (3) 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課長
- (4) 教育委員会事務局 教育政策室 担当課長
- (5) 教育委員会事務局 教育環境整備推進室 担当課長

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、委員長の承認を得て、その下位の職位の者が職務を代行することができる。

(会議等)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(審査及び評価)

第5条 事業者から提出された提案書について、委員は、あらかじめ事業を実施する所管課長が作成した審査基準に基づき審査及び評価を行う。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局 生涯学習部 地域教育推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が定めることとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(失効)

この要綱は、令和5年3月31日にその効力を失う。